救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一専門分野の項中「七」を「八」に改め、同表中

合　計		

を

合　計	七十	

に改め、同表備考第三号中「四十四単位」を「四十五単位」に、「二十六単位」を「二十七単位」に改める。

別表第二専門分野の項中「七」を「八」に改め、同表中

合　計		

を

合　計	六十二	

に改め、同表備考第三号中「三十六単位」を「三十七単位」に、「二十六単位」を「二十七単位」に改める。

別表第三専門分野の項中「救急症候・病態生理学　六」に改め、同表中

合　計		三十二

を

合　計		三十三

に改め、同表備考第三号中「二十三単位」を「二十四単位」に、「十七単位」を「十八単位」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の救急救命士学校養成所指定規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一五

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「内部部局」の下に「及び同庁に置かれる職」を加え、同条第三十九号中「除く。」の下に「及び本省に置かれる職」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第九十九号

岩手県奥州市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、奥州市役所又は盛岡地方法務局水沢支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣　谷垣　禎一

岩手県胆沢郡姉体村大字秋成字寺ノ西十五番地

佐々木稱三郎

○法務省告示第百号

山形県飽海郡遊佐町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、遊佐町役場又は山形地方法務局酒田支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣　谷垣　禎一

山形県飽海郡蕨岡村大字大蕨岡字下石田三十八番地

佐藤　仲治

○法務省告示第百一号

岐阜県山県市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、山県市役所又は岐阜地方法務局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣　谷垣　禎一

岐阜県山県郡平井村三十九番戸

田中嘉市郎

○法務省告示第百二号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常磐城八百七十番地

猪又小理平

○法務省告示第百三号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。